

## 米国に飛び火した富裕税の議論

東京財団政策研究所 研究主幹  
中央大学 法科大学院 特任教授 **森信 茂樹**

ほぼ一年前のこの欄で、「出始めた富裕税の議論」と題したコラムを書いた。これは主として欧州の動きを紹介したものだが、今度は、同じ富裕税の議論が大西洋を越えた米国から強力な形で始まっている。

火をつけたのは、民主党の有力大統領候補のエリザベス・ウォーレン上院議員だ。氏は、米国で大きな社会問題となっている学生ローン支払いを免除することや、全員加入の医療制度改革などを公約して選挙活動をしており、バイデン元副大統領をしのぎ最有力候補となっている。その政策の実現には、10年間で3兆ドル（毎年30兆円超）程度の財源が必要となるので、財源策として富裕税の導入を主張しており、これが民主党有権者の支持を得ている。

具体的内容は次のとおりである。純資産が5,000万ドル（約50億円）を超える超富裕層が対象で、純資産に2%、10億ドル（約1,000億円）を超える部分については3%の税率で課税する。この税制の対象となる世帯は、7万5,000世帯程度という。

米国の資産格差は、所得格差以上に拡大しつつある。とりわけ近時の株高の恩恵は、大部分が富裕層に回った。富裕税で資産の再分

配をしつつ財源を確保し、大きな政府の下で社会保障や教育の充実を行い、格差社会への対応も行うというのは伝統的な米国民民主党の考え方であるともいえよう。

ウォーレン案に対しては、ジョージ・ソロス、アビゲイル・ディズニーなどスーパーリッチ18人が「アメリカの0.1%の富裕層への課税を支持する」旨のレターを発出している。大統領候補になれば政策は穏健になるとも言われているが、富裕税は大きな話題になると思われる。

一方欧州では、2013年にピケティが「21世紀の資本」を発売し、「100万ユーロを超える純資産に1%、2%の累進税率をかける」資本税（Capital Tax）を提案して以来、議論が活発化している。富裕税が導入されていた90年代のドイツやフランス、スウェーデンなどで、資本移動の自由化が進み、富裕税逃れの資本逃避が続き、次々に廃止された経緯があるだけに、議論は賛成論・反対論と二分されている。

昨年OECDから出された、「OECD諸国における富裕税の役割とデザイン」という政策ペーパーを参考にしながら議論をしてみたい。

---

富裕税を考える際のキーポイントは、効率性、公平性、執行可能性の3つだ。効率性というのは、富裕税の導入により税源である資産そのものが海外に逃避するのではないかという観点である。公平性は、金融資産から得られる金融所得には所得税がかかっており、さらに資産そのものに税金をかけるのは二重課税ではないか、という観点である。執行可能性というのは、資産の把握・評価の問題である。不動産、書画骨董などIT技術が発達したとはいえその評価、把握は容易ではない。

最大の問題は、富裕税が収益の多寡如何にかかわらず課税されるという点にある。富裕税をフローの金融所得に対する税に換算してみよう。100の資本があり、その収益率が4%とすると、3%の富裕税を課すことは、80

%程度の金融所得税と同じことになる ( $100 \times 1.04 \times 0.03 = 3.12$ 、 $3.12 \div 4 = 78\%$ )。金融所得税は、実現したベースで課税されるが、富裕税の場合は、実際の収益が低くても、マイナスでも課税される。この点に、富裕税の最大の問題点がある。

OECDのペーパーは、様々な分析をしつつ、その国の状況にあった課税を行うべきだと結論付けている。たとえば、金融所得への課税が十分でない国、相続税の導入されていない国、資産格差がますます拡大している国などでは、富裕税の導入は根拠があるとする。その上で、資産格差に最も効果的な税制は、金融所得の課税拡充と、強化された相続税の組み合わせだ、と結論付けている。わが国への示唆として興味深い。